特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百二十九号

費用の額の算定については、なお従前の例による。正し、平成二十八年九月一日から適用する。ただし、同年八月三十一日以前に行われた療養に関する及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次のように改診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料

平成二十八年八月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表日区分の21に次のように加える。

- ⑦ 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高圧注入可能型
 - ① 標準型

ア	シングルルーメン	13,200円
1	マルチルーメン	20,500円

② 特殊型(I)

ア シングルルーメン13,600円イ マルチルーメン20,900円

③ 特殊型(Ⅱ)

特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件

ア・シングルルーメン	13,900円	
イマルチルーメン	21,400円	
別表I区分059に次のように加える。		
6 その他の関節固定用材料用部品	200,000円	
別表I区分094②を炊のように改める。		
② 永久留置型		
① 標準型	143,000円	
② 特殊型	148,000円	
別表日区分133⑪を次のように改める。		
(20) 体温調節用カテーテル		
① 発熱管理型	79,800円	
② 体温管理型	86,000円	
別表T区分155を炊のように改める。		
155 植込型心電図記録計		
① 標準型	422,000円	
2 特殊型	443,000円	

特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件

別表日に次のように加える。

190 人工中耳用材料

① 人工中耳用インプラント

1,150,000円

② 人工中耳用音声信号処理装置

637,000円

③ 人工中耳用オプション部品

45,800円

別表区3の表09030の項を削り、同表133の④ウの炊に炊のように加える。

133 血管内手術用カテーテル	平成28年9月1日から	89, 100円
(20) 体温調節用カテーテル	平成30年3月31日まで	
② 体温管理型		
(承認番号)		
22800BZI00008000		